

令和2年度 狂犬病予防注射日程

日	場 所	時 間
4月9日(木)	佐野区生活改善センター	9:30～ 9:35
	八木沢バス停前	10:05～10:10
	中 組 分 館	10:20～10:30
	富岡道祖神前	10:40～10:45
	栄 保 育 所 前	10:55～11:05
	寄畑集会所	11:15～11:20
	井 出 分 館	11:30～11:40
	南 部 分 館	12:50～13:05
	中 野 分 館	13:15～13:30
	本 郷 分 館	13:40～14:05
	成島ポンプ室	14:15～14:35
	柳 島 分 館	14:45～15:00
	大塩集会所	15:10～15:15
	早川自工前	15:20～15:30
役場分庁舎	15:40～16:00	

日	場 所	時 間
4月10日(金)	徳間多目的研修センター	9:00～ 9:10
	東根熊集会センター	9:20～ 9:30
	向田多目的集会センター	9:40～ 9:50
	御堂地域集会施設	10:00～10:10
	矢島大尻三叉路	10:20～10:30
	中央区公民館	10:40～10:55
	国道52号坂下信号機横(真篠入口)	11:05～11:20
	楮根区公民館	11:30～11:50
	十 島 駅 前	13:00～13:20
	梅島まるわ茶園工場前	13:40～13:45
	屋敷平公民館	14:00～14:05
	万 沢 支 所	14:25～14:45
	御屋敷公民館	14:50～15:00
	元朝日食堂前	15:10～15:20
西行区公民館	15:30～15:40	

5月17日(日)	役場分庁舎前	8:20～ 9:00
	役場本庁舎前	9:20～10:00
	訪 問 注 射	10:10～12:30

※予防注射関係料金

	注 射	注射済票	登録料	合 計
登録済犬	3,000円	550円	—	3,550円
未登録犬			3,000円	6,550円

※訪問注射を受ける場合、上記以外に訪問料がかかります。(1頭目：1,200円 2頭目～：700円)

◆注意事項

1. 生後91日以上経過した犬を飼い始めた時は、30日以内に町へ登録をしなければなりません。
2. 犬の飼い主は、飼い犬に狂犬病予防注射を毎年1回受けさせなければなりません。動物病院で注射を受ける場合は、動物病院が発行する「注射済証」を役場にお持ちいただき、役場窓口にて「注射済票」の交付を受けて下さい。(手数料550円)
3. 注射の際は、犬の首輪をしっかりと締めておき、犬を制御できる方が同行して下さい。
4. 病気や高齢、妊娠など犬の体調によって注射が受けられないことがあります。当日は詳細な診察ができませんので、事前に獣医師と相談して下さい。
5. 訪問注射を希望される方は **4月17日(金)**までに役場水道環境課までご連絡下さい。

令和2年度 環境関係の補助金について

1. 浄化槽設置整備事業費補助金

家庭の生活排水を単独浄化槽や汲取り式から合併浄化槽への入替、新築の際の合併浄化槽設置等に対して、補助金が交付されます。まだ合併浄化槽への切替が済んでいない方は是非ご検討下さい。

補助金額

単位：円

	居住用住宅			事業所等
	町内施工業者		町外施工業者	
人槽	新規	更新等	新規	新規
5人槽	482,000	150,000	432,000	332,000
7人槽	601,000	187,000	531,000	414,000
10人槽	795,000	247,000	695,000	548,000

(10人槽を超える人槽区分も交付対象となります)

2. 住宅用太陽光発電システム設置費補助金

居住用の住宅に太陽光発電システムを設置した場合に交付される補助金です。電力会社との電力需給に関する契約を結んでいただく必要があります。

1kwあたり 20,000円 (上限：100,000円)

3. ゴミ収集場所整備費補助金

各地域のごみ収集場所の整備（鉄骨金網張製で約2㎡以上、移動可能で利用しやすく、苦情等がでないよう設置されたごみ収集場所の整備）に対して補助金が交付されます。申請はその地域における区・組もしくは代表の方が行うことになります。

整備費用の1/2 (上限：30,000円)

4. 家庭用生ごみ処理機等購入費補助金

一般家庭における生ごみ処理機等の購入に対し補助金が交付されます。

①電気式処理機 ②処理容器 ③処理器作成のための資材購入費 に対し補助いたします。上限等が異なりますのでご確認ください。

電気式処理機	購入費の1/2 (上限：20,000円)
処理容器(コンポスト等)	購入費の1/2 (上限：2,000円)
資材購入費	購入費の1/2 (上限：2,000円)

環境関係補助金についてのお問い合わせ 役場水道環境課(66-3407)

動物の苦情に関して

飼い主の皆様へお願い

- ・犬の散歩時にはリードを繋ぎ、糞の始末を必ず行ってください。
- ・猫は室内飼育を心がけ、畑の農作物や車に傷をつけないようにしてください。
- ・無責任な餌やりは行わないでください。
- ・避妊去勢手術をし、多頭飼育崩壊を防ぎましょう。

人も動物も住みよい町になるよう、飼育マナーを守ってください！